

青森県報

号外第八十九号

平成十八年
十月十六日
(月曜日)

目 次

条 例

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例……………	総務学事課 みらい課 こども課 教育庁 義務教育課……………	二
青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例……………	教育庁 県立学校課……………	五
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例……………	教育庁 県立学校課……………	六
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	人事課……………	七
青森県消防吏員及び消防団員賞じゅつ金授与条例の一部を 改正する条例……………	(防災消防課)……………	八
青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例……………	(青少年 男女共同 参画課)……………	九
青森県介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料等の徴 収等に関する条例の一部を改正する条例……………	(高年齢 福祉 保険課)……………	三
国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正す る条例……………	(同)……………	三
青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正す る条例……………	(農村整備課)……………	一四

条 例

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十号

青森県認定こども園の認定の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）

第三条第一項第四号及び第二項第三号の規定に基づき、認定こども園の認定の基準を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項第四号及び

同条第二項第三号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年八月四日

文部科
厚生労

学省
働省
告示第一号）において使用する用語の例による。

(認定の基準)

第二条 法第三条第一項第四号及び第一項第三号に規定する条例で定める認定の基準は、次の表のとおりとする。

区分	基準
一 職員配置	<p>1 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上の子どものうち短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どものうち長時間利用児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね三十人につき一人以上の保育に従事する者を置くこと。ただし、常時二人を下回らないこと。</p> <p>2 共通利用時間については、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも一人（満三歳以上満四歳未満の子どもの数が二十人を超える学級にあつては、二人）の保育に従事する者を置くこと。この場合において、一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とすること。</p> <p>3 1及び2に規定するもののほか、一人の認定こども園の長を置くこと。</p>
二 職員資格	<p>1 満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。</p> <p>2 満三歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士であること。</p> <p>3 2の規定にかかわらず、前号2に規定する保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、保育士であつて、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認めるものとすることができる。</p> <p>4 2の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち長時間利用児の保育（共通利用時間における保育を除く。）に従事する者は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その適性、能力等を考慮して知事が適当と認めるものとすることができる。</p>
三 施設設備	<p>1 園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、その保育の用に供する施設設備の面積を除く。）は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、3本文（満一歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、3本文及び5）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p>

	<p>(一) 学級数が一学級である場合は、百八十平方メートル以上であること。</p> <p>(二) 学級数が二学級以上である場合は、百平方メートルに当該学級数から二を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えて得た面積以上であること。</p> <p>2 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。</p> <p>3 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、その保育の用に供する施設設備の面積を除く。）が1本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。</p> <p>4 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が認定こども園の認定を受ける場合にあつては、当該基準のいずれかを満たせば足りる。</p> <p>(一) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>(二) 次に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて(一)の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。</p> <p>イ 学級数が二学級以下である場合は、三十平方メートルに当該学級数から一を減じて得た学級数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えて得た面積</p> <p>ロ 学級数が三学級以上である場合は、八十平方メートルに当該学級数から三を減じて得た学級数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えて得た面積</p> <p>5 満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、2に規定するもののほか、乳児室又はほふく室を設けること。この場合において、乳児室の面積は満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上、ほふく室の面積は満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p>
<p>四 管理運営</p>	<p>1 保育に欠ける子どもに対する保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して定められていること。</p> <p>2 開園日及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他の地域の実情に応じて定められていること。</p>

	<ol style="list-style-type: none"> 3 入園する子どもの選考を公正に行う方法が定められていること。 4 子どもの健康診断の実施に関する計画、消火、通報及び避難の訓練の実施に関する計画その他子どもの健康の保持及び安全の確保に関する計画等が定められていること。 5 認定こども園において事故が発生した場合に適切な補償を行うことができるよう、保険契約を締結し、又は共済制度へ加入していること。 6 当該認定こども園の調理室において調理された食事が提供されるものであること。ただし、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の満三歳以上の子どもに対して食事が提供される場合であって、衛生管理、栄養管理等について必要な配慮がなされていると認められるときは、この限りでない。 7 幼稚園教育要領及び保育所保育指針に沿った教育及び保育に関する全体的な計画及び指導計画が定められていること。 8 子どもの保育に従事する者の研修に関する計画が定められていること。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十一号

青森県立中学校入学者選抜手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、県立中学校の入学者選抜手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学者選抜手数料の納入)

第二条 県立中学校に入学を志願する者は、二千二百円の入学者選抜手数料を納入しなければならない。

(入学者選抜手数料の納入方法)

第三条 入学者選抜手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

(入学者選抜手数料の不還付)

第四条 既に納入した入学者選抜手数料は、還付しない。

(施行事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十二号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県大規模小売店舗立地審議会の項の次に次のように加える。

青森県職業能力開発審議会	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十条第一項の規定に基づき、職業能力開発計画その他職業能力の開発に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	一 関係労働者を代表する者 二 関係事業主を代表する者 三 学識経験を有する者	十五人以内。ただし、関係労働者を代表する者の委員の数と関係事業主を代表する者の委員の数は、同数とする。	二年	学識経験を有する者として委嘱された委員のうちから委員が選挙する。
--------------	---	----------	---	---	----	----------------------------------

別表第二青森県職業能力開発審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十三号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の見出しを「（旧高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に基づく事務）」に改め、同条中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）附則第二条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）附則第四条第四項」に、「同法」を「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十六号）」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（）」を「旧高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（）」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十四号

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例（昭和四十六年三月青森県条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名並びに第一条及び第二条中「消防吏員」を「消防職員」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の青森県消防吏員及び消防団員賞じゆつ金授与条例の規定は、平成十八年四月一日から適用する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十五号

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第十一条第三項中「除く。」の下に「並びに法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所」を加える。

第十五条の五の次に次の二条を加える。

（深夜個室カラオケ営業）

第十五条の六 個室カラオケ営業（個室を設け、当該個室において客に専用機器により再生される伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業をいう。以

下同じ。）を営む者は、深夜（午後十一時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。）において、保護者が同伴する場合を除き、その営業場所

に青少年を客として立ち入らせてはならない。

（古物商等）

第十五条の七 古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二条第三項に規定する古物商又は質屋営業法（昭和二十五年法律第百五十八号）第一条第二項に規定する質屋は、青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合その他正当な理由がある場合を除き、青少年から古物（古物営業法第二条第一項に規定する古物をいう。以下同じ。）を買い受け、若しくは古物の売却の委託を受け、又は物品（有価証券を含む。）を質に取つて金銭を貸し付けてはならない。

第十九条中「させる営業」の下に「（個室カラオケ営業を除く。）」を加え、「（午後十一時から翌日の日の出の時までをいう。以下同じ。）」を削る。

第二十条第一項中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に、「第二十八条第十一項第三号」を「第二十八条第十二項第四号」に改め、同条第二項中「第十五条」の下に「第十五条の六」を加え、「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第五項（）」を「第二十八条第五項若しくは第八項（これらの規定を）」に、「第九項」を「第十項（法第三十一条の十三第一項において準用する場合を含む。）」に、「第十一項第三号又は第三十一条の三第二項第二号」を「第十二項第四号又は第三十一条の三第三項第二号」に改める。

第三章中第二十一条の次に次の一条を加える。

（インターネットの利用環境の整備）

第二十一条の二 保護者及び学校の関係者その他の青少年の育成に携わる関係者は、有害情報（インターネットの利用によつて得られる情報でその内容が第十三条第三項各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、有害情報の受信を制限する機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 インターネットを利用することができる端末設備の販売若しくは貸付けを業とする者又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百二十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年に見せ、読ませ、又は聞かせないようにするため必要な情報を提供するように努めなければならない。

第二十四条第二項を次のように改める。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

第二十八条の二第一項を次のように改める。

知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、報告若しくは資料の提出をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは営業所若しくは図書類若しくは特定がん具類に係る自動販売機等が存する土地若しくは建物に立ち入り、関係者に質問させることができる。

一 図書類又は特定がん具類の販売又は貸付けを業とする者

二 興行を行う者

三 広告主又は広告物の管理者

四 個室カラオケ営業を営む者

五 第十五条の七に規定する古物商又は質屋

第三十条第三項第一号中「又は第十五条の三第一項」を、「第十五条の三第一項又は第十五条の六」に改め、同条第四項第三号中「又は第十四条第一項」を、「第十四条第一項、第十五条の七又は第二十四条第二項」に改める。

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定及び第二十条の改正規定（「第十五条」の下に「第十五条の六」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

青森県介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第八十六号

青森県介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料等の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料等の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例

第一条中「介護支援専門員実務研修受講試験」の下に「及び介護支援専門員実務研修」を、「公表」の下に「並びに介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十五第二項の規定による研修」を加える。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六十九条の二第一項の規定による介護支援専門員実務研修を受けようとする者 介護支援専門員実務研修受講手数料 一万五百円

第二条に次の一号を加える。

八 介護保険法施行令第三十七条の十五第一項に規定する研修を受けようとする者 主任介護支援専門員研修受講手数料 一万五千元

第三条第四項中「第二項」の下に「の規定により指定研修実施機関に納入された介護支援専門員実務研修受講手数料、第三項」を、「当該指定試験実施機関」の下に「指定研修実施機関」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第六十九条の三十三第一項の規定により知事が介護支援専門員実務研修の実施に関する事務を行わせることとした者（以下「指定研修実施機関」という。）が行う介護支援専門員実務研修を受けようとする者は、前条の規定にかかわらず、介護支援専門員実務研修受講手数料を指定研修実施機関に納入しなければならない。

第四条中「及び介護老人保健施設変更許可申請手数料」を「介護老人保健施設変更許可申請手数料及び主任介護支援専門員研修受講手数料」に改め、「介護支援専門員実務研修受講試験実施手数料」の下に「介護支援専門員実務研修受講手数料」を、「指定試験実施機関」の下に「指定研修実施機関」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第八十七号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例（平成十七年十月青森県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号イ中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険の県調整交付金に関する条例の規定は、平成十八年十月一日から適用する。

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十月十六日

青森県知事 三村申吾

青森県条例第八十八号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和三十六年三月青森県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。

三十一 経営体育成基盤整備事業 事業費の百分の二十二・五に相当する額

第六条第一項中「第二十九号及び第三十号」を「及び第二十九号から第三十一号まで」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭